



Title	名古屋市平和公園墓地設立の経緯について
Author(s)	伊藤, 悠温
Citation	国際広報メディア・観光学ジャーナル, 18, 239-249
Issue Date	2014-03-18
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/55146
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	other
File Information	Jimcts18_14_Ito.pdf



名古屋市平和公園墓地 設立の経緯について

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院博士課程
伊藤悠温

abstract

A study on the establishment of Heiwa memorial park

ITO Yuon

Heiwa memorial park built in 1950's is located in the east area of Nagoya city. This park was established by the reconstruction city plan after WWII. At that time, cemeteries in the central part of the city was relocated to the park. The reconstruction plan by Nagoya was mainly aimed to economic development, but it was impeded by the existence of the cemeteries in the city. And that time, similar plans were progressing in other cities. This paper is written to outline the background of the reconstruction city plan, and especially the cemetery relocation plan. There is an indication that the cemetery relocation in Nagoya was the largest scale as compared to other cities.

1 はじめに

名古屋市千種区にある名古屋市平和公園墓地（以下、平和公園）は、第二次世界大戦後の都市計画によって市街地の寺院墓地が移転され作られた市営の公園墓地である。現在、平和公園は名古屋市と園内に墓地を有する仏教寺院によって維持管理されており、名古屋市は主に公園地として緑化事業を行い、各寺院は割り当てられた敷地を自身の境内墓地として管理している状況にある。こうした墓地の移転事業は当時日本各地で計画・実施されたが、その中で名古屋市の事業は最も規模が大きく、移転された墓石は18万基に及んだと言われている。

全国的に見ると墓地は寺院の境内に隣接して存在していることが多いが、上記の理由から名古屋市においては原則としてこの限りではなく、この地における寺院と墓地の関係、また平和公園を取り巻く現在の管理体制や設立に至る歴史的経緯は他の地域には見られない状況である。こうした状況において、墓地の移転事業は都市計画との関係における宗教施設のあり方を、墓地と寺院が隣接していない状況は地理的な要因が人々の宗教活動に与える影響を考える上で興味深い事例であり、都市地理学や宗教社会学の観点から人々の宗教的实践や葬送儀礼を考察する一例たりえると思われる。しかしながら現在までのところ、平和公園が学術的な研究対象として取り上げられることは少なく、また移転に至る経緯や移転当時の記録といった関連資料も各所に散在している状況にある。

そこで、本稿では平和公園を研究の対象事例として扱うに当たり、収集した資料をもとに設立に至る経緯を整理する。次に、当時全国で計画されていた墓地移転事業についても概観する。また各所に残されている資料を整理しながら先行研究、移転の経緯に関わる人物や項目をいくつか提示し、今後の研究の足がかりとしたい。

2 名古屋市平和公園の概要と設立の経緯

平和公園が現在の管理体制となるまでには、大きく分けて（1）第二次世界大戦後の都市計画、（2）移転実施をめぐる動向、（3）現在の管理体制に注目することができる。ここではこれら3点に着目して平和公園設立に至る経緯をまとめる。また、それに先立って各種資料を参照しながら平和公園の概要を説明する。

2-1 概要

平和公園は名古屋市東部の丘陵地帯にある緑地と墓地を備えた市営の公園墓地であり^(注1)、名古屋市による第二次世界大戦後の復興都市計画において構想・設立された。園内の墓地は計画の一環として市内寺院の境内墓地が昭和20年代から50年代にかけて移転されたものであり、園内パンフレットには「279寺の墓地約18ha、189,030基を市内の東部丘陵約147haの土地に移転することとし、この地区を平和公園と称し、墓園として計画し、昭和56年9月には墓碑の移転も完了し、公園の整備が進められてきた」⁽¹⁾と記されている^(注2)。

園内は主に墓地として使われる北部地区と、自然林や散策路をもつ公園として使われる南部地区に大別されている。北部地区には移転された各寺院の墓地だけでなく、自然災害や戦災による犠牲者を追悼する平和堂や殉難者慰霊碑、医学に身を献じた献体者を顕彰するための塔なども建立されている。そのほか、季節によっては平和公園まつりなどの行事も開催されている。南部地区は野鳥の森や散策路のほか、サイクリングコースや野外ステージも整備されており、様々な催しが行われるなど市民の憩いの場として利用されている⁽²⁾。

2-2 設立の経緯

ここでは平和公園設立に至る経緯を以下の3点に着目して概観する。

(1) 第二次世界大戦後の都市計画

前述のように、平和公園は第二次世界大戦後の都市計画の一環として設立されたものであり、構想から墓地移転の実施に至る過程には名古屋市が策定した土地地区画整理事業が関係している。

現代に至るまで、全国的にみると寺院と墓地は隣接して存在する形が一般的であり、名古屋市においても戦前までは同様の形態がとられていた。このような形態は江戸時代に治安維持や軍事上の政策として形成されたものであるが^(注3)、戦前当時、「都市の中心部の墓地は、あらゆる面で都市計画の障害になっており、環境的にも、美観上も好ましくない状態であった」⁽³⁾と指摘されているように、都市計画の観点からは昭和初期すでに市街地に墓地が林立している状況が問題視されていた。

こうした状況の中、名古屋市は大戦末期の空襲によって当時の市域の約23%を消失したと言われているが、戦後復興のため策定された「名古屋市復興都市計画土地地区画整理事業」において墓地の移転が計画され、移転の実施に向けた動きが進められることとなった。

昭和21年6月に「復興都市計画土地地区画整理区域」が決定されたことで土地地区画整理事業が始まると^(注4)、墓地移転事業として翌22年2月に現在の平和公園に相当する東部丘陵地帯115.7haが土地地区画整理区域に編入された。また同年5月には当該区域をもって移転先の公園墓地である「第一号東墓苑」^(注5)とすることも決定され、その後3度の追加修正を経て昭和33年には146.53haの敷地面積となり、現在に至っている⁽⁴⁾。

▶(注1)「公園墓地」は学術的な定義をもたない通称であるが、「公園のように美しい墓地という内容をあらわそうとしたものであろう」と記されている。(全国土地地区画整理協会連合会(1963)、p.52)

▶(注2)現在、名古屋市内には約1000ヶ寺の仏教寺院が存在し、そのうち平和公園に墓地を有する寺院は266ヶ寺である。寺院そのものの統廃合が行われた経緯もあり、移転当時とは数が異なっている。((小冊子)『平和公園会名簿』)

▶(注3)墓地の歴史上の形成過程は個々の地域ごとに精査する必要があるが、江戸時代には庶民を統制する政策上の手段として寺院と墓が利用されていたという見解が一般的である。詳しくは後述する。

▶(注4)事業全体の概要や個々の事業内容については戦災復興誌編集委員会(1984)、松本(1951)に詳しい。

▶(注5)当時、土地地区画整理区域として第1号東墓苑のほか、第2号南墓苑も計画されていた。南墓苑は現在の名古屋市緑区周辺を予定されていたが、その後の市街地の発展や土地利用の動向から昭和53年に廃止された。(名古屋市計画局[編](1999)、p.378)

(2) 移転実施をめぐる動向

一方、墓地を有する市街地の寺院においては墓地の移転事業について、「宗教上の因習や感情に大きく支配され、また地区内の関係寺院がほとんど罹災して、寺院自体の復興に忙殺されており、極めて困難な状態にあった」⁽⁵⁾とあるように、計画が当初から順調に推移した訳ではなかった。しかし、個々の寺院ごとの復旧作業が困難であること、市街地の墓地は戦前すでに墓を新設する余地がないほど不足していたといった事情もあり、共同事業として寺院側も移転の話し合いに参加することとなった⁽⁶⁾。そして昭和21年6月に各宗派から16名の代表者が選出されると「名古屋市復興墓地整理委員会」が組織された^(注6)。

その後の協議においては移転に向けた作業として、名古屋市は移転の申請および許可の発行、所有者不明の墓石（無縁墓）の整理と公告、移転工事の業者の決定といった法的手続きを担当した。寺院側は委員会が中心となって個々の寺院に対する働きかけを行うとともに、名古屋市に対する意見の収集と陳情を行った。また墓石の所有者である檀信徒への説得の役目も担った。これによって「墓苑の計画、各宗派の意見の調整などに尽力したが、墓地の移転についても各委員がそれぞれ同宗派の寺院を担当して説得にあたり、これら委員の説得によって同意を得た例も多い。また、それによって本事業施工者が個々の寺院と直接に交渉を持つことも少なく、委員会との折衝によって事業の進捗に即応した円滑な移転を図ることができた」⁽⁷⁾と記されており、移転の実現および早期施行に果たした委員会の役割の大きさを伺うことができる。また、こうした協議に際する功労者として名古屋市側からは田淵寿郎氏、寺院側からは高間宗道氏の名前を挙げることができるが、この点については後述する。

こうして数次に渡る協議を経て対象区域内の墓地は大半が昭和22年から昭和33年にかけて移転され、その数は寺院277ヶ寺、墓石は18万基を超えた。これは当時全国で計画・実施された墓地移転のなかで最大規模の事業となった^(注7)。

(3) 移転後の経過と現在の管理体制

平成25年現在、平和公園は市営の公園墓地として名古屋市と園内に墓地を有する寺院とで管理運営されている。名古屋市は「緑政土木局」^(注8)および「東山総合公園管理課」が担当し、寺院側は各寺院が会員として所属する「平和公園会」ならびに「平和公園墓地管理者会」が組織されている。

墓地移転に続く事業として、名古屋市は戦災復興土地地区画整理事業の中で伊勢湾台風殉難者慰霊碑、無縁塚や献体の塔といった様々な慰霊碑を建立してきたが、その中で最も大がかりなものが「平和堂」であった。後述するが、これは第二次世界大戦による犠牲者慰霊および永久平和を祈念して愛知県、名古屋市、各財界、仏教界が中心となり、市民の寄付金を募って建設された慰霊碑であった。こうした慰霊のための施設のほか、園内には休息スペースとして平和公園会館、憩いの場として桜の園、メタセコイア広場が整備され、遊歩道も設置された。昭和56年には土地地区画整理事業が一応の収束を迎える

▶(注6) なお、名古屋市と寺院との協議は復興事業の策定および委員会の設立に先立って終戦直後から進められており、昭和20年12月には寺院側から移転に関して意見・陳情書が提出された。陳情には協力を惜しまない条件として、「被災の有無に関わらず全寺院を対象とすること、宗派ごとに配置すること、実面積の拡張」といった項目が提示された。具体的な内容については全国土地画整理協会連合会（1963）、第4章に詳しい。

▶(注7) 昭和33年の時点では未移転寺院が2ヶ寺あり、その後移転を完了したことで279ヶ寺となった。

▶(注8) 移転当時、「緑政土木局」は農政緑地局と称したが、その後の組織改編により現在の名称となった（名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課【編】（2012）、pp.8-9）。

▶(注9)個々の施設については名古屋の公園100年のあゆみ編集委員会[編](2010)および日本都市計画学会中部支部[編](2010)に詳しい。名古屋市は「名古屋市公園経営基本方針」において「魅力的なまちづくりにつながるよう、「公園をつくり、守る」から「公園を育て、生かす」、「公園経営」への転換」をうたっている(名古屋市緑政土木局(2012)、p.13)。行政区分上、平和公園は「特殊公園」に位置づけられているが、今後の運営方針や方向性については現在調査を進めている段階である。

▶(注10)両会の役員は兼任されており、平和公園の維持運営における役割の違いについては現在調査を進めている段階である。

と、以降は主に公園地としての緑化事業が名古屋市の役割となっている。その後、平成7年には「名古屋の平和と安心を支える、やすらぎと憩いの平和公園を次代に」を基本理念として「再整備基本構想及び基本計画」が策定され、平和公園および隣り合う東山公園を一体とした「なごや東山の森づくり」が進められている⁽⁸⁾^(注9)。

寺院は現在、266ヶ寺が平和公園内に墓地を有しており、平和公園会および平和公園墓地管理者会を組織して名古屋市との協議や寺院間での意見交換を行っている。平和公園会は昭和38年に前述の墓地整理委員会が解散した後新たに発足した組織であり、事務局は東山総合公園内におかれている⁽⁹⁾。この会は「墓地整理事業の趣旨を全うするため名古屋市に協力して、平和公園内の諸施設の整備充実を図り、平和公園の発展に寄与することを目的とする」⁽¹⁰⁾とあり、園内での行事を開催するなど平和公園全体の維持運営に当たっている。もう一方の平和公園墓地管理者会は「墓地管理者の総意により、墓地の保全を図るとともに、平和公園の発展に寄与することを目的とする」⁽¹¹⁾とあるように、墓地の維持運営を主な役割としている^(注10)。

実際の維持運営における名古屋市および平和公園会、平和公園墓地管理者会の役割や方針については今後の調査を必要とするが、市民の憩いの場、弔いの場としての平和公園は名古屋市と両会が共同して維持運営に当たることによって保全されていると言えるだろう。

3 土地区画整理事業としての墓地移転

以上のように、平和公園への墓地移転は名古屋市の戦後の土地区画整理事業によって計画・実施されたが、こうした事業は同時期に全国各地でも展開されていた。ここでは名古屋市と同様に墓地移転を行った全国の事例を概観する。またこれらの事業の中で名古屋市の事例が極めて大規模であったこと、そしてこれらを考える上で、はじめに都市計画において墓地の移転が必要とされる理由について全国土地区画整理協会連合会(1963)を参照しながら考えたい。

3-1 都市計画における墓地

前述したとおり、墓地と寺院が隣接した形態は庶民を統治するための政策として江戸時代以降に形成されたものである。全国土地区画整理協会連合会(1963)によると、墓地の形態が時代や社会の要請によって変化するものであること、また歴史的には墓地の移転が珍しいものではないことが指摘されている⁽¹²⁾。

歴史的には一般の庶民が墓地に埋葬されるようになったのは比較的新しく、江戸時代初期、徳川幕府による統治政策にさかのぼる。当時、庶民は「宗門人別帳制度」によって身分や家族構成等を管理されていたが、いわばこの

戸籍管理を務めたのが寺院であった。つまり「寺と墓を媒体として庶民を郷土に拘束し、大規模な移動を阻止した。このように寺院墓地と言う墓制は徳川三百年の治安維持の基本的手段であった」⁽¹³⁾ とあるように、寺院と墓地は幕府が庶民を統治するために利用されていたことが分かる^(注11)。また、ここでは江戸、明治、大正と各時代を通してしばしば墓地の移転が行われてきたことも明らかにされている。古くは明暦の大火や関東大震災後の復興および都市改造の一環として墓地の移転が行われたほか、市街地では寺院の移転や拡大に伴って自発的に移転されることもあったと指摘されている。そしてこのような背景を根拠として、ここでは「墓地には改葬という宿命があることを銘記すべきである」⁽¹⁴⁾ と結論づけられている。

このように、歴史的には墓地の移転は珍しいことでないことが分かるが、それまでの移転の大半は個々の墓地や個々の寺院の管轄で実施されていたのに対し、「市街地の墓地の大半を対象として大規模に且つ徹底的に移転整理したのは戦災復興事業で始めて開拓されたこと」⁽¹⁵⁾ であるとして、戦後の墓地移転事業の特異性が指摘されている。

そして戦後の都市計画においては「土地区画整理事業は土地利用の刷新である。(…)市街地の宅地の中に散在する墓地は都市計画上のみならず経済上、衛生上すべての点で非合理的な存在である」⁽¹⁶⁾ と述べられている。また、「都市という、人口が集中して、経済活動の行われている場であって、墓園のような施設は、商業地域や工業地域の真中に計画すべきではなく、土地の高度利用のたてまえからも、日常利用の対象にならない施設は市街地から離して、その位置を選定すべきである」とも述べられており⁽¹⁷⁾、行政の立場から見て墓地が交通網の整備、宅地の造成といった都市計画上の阻害要因であって、戦後の移転事業はこうした背景の上に計画されてきたことが分かる^(注12)。

3-2 全国の墓地移転事例

第二次世界大戦後、全国各地で戦災復興事業が計画される中で、同時に多くの墓地移転事業も計画された。墓地移転を計画した都市は全国で104都市あり、そのうち大規模に移転事業を実施した都市は36都市、墓石数にして40万基以上が移転されたと言われている⁽¹⁸⁾。

各地の計画において移転の対象とされた墓地数、墓地の総面積、移転された墓石数をいくつか挙げると、墓地の数としては愛知・名古屋（279ヶ所）、大阪・堺（101ヶ所）、福井・福井（70ヶ所）の順となっている。墓地の総面積としては愛知・名古屋（48,000坪）、福井・福井（18,000坪）、次いで青森・青森と和歌山・和歌山がある（11,000坪）。また墓石数は愛知・名古屋（189,000基）、和歌山・和歌山（33,000基）、大阪・堺（27,000基）の順となっている。またこうした大規模な移転の一方で、埼玉・熊谷や福岡・八幡のように1ヶ所の墓地を対象として100基程度の小規模な移転を実施した地域もあるように、事業の規模には大小の差を見出すことができる。

これら事業を行った36都市のうち、ここでは愛知県名古屋市・三重県津市・兵庫県姫路市・福岡県大牟田市の4都市が挙げられている。この4都市はいずれも行政と寺院との関係、移転跡地の整理方針、墓地整理委員会の運営方針

▶(注11)江戸時代における寺院墓地の形成過程や政策の内容についてはすでに多くの研究がなされている。圭室文雄（1999）に詳しい。

▶(注12)本書では都市における計画的な土地利用を行うための墓地移転が提言されているが、墓地そのものや祖先崇拝を否定しているわけではない。むしろ道徳心や愛郷心を養成する点で有用なものであるとして、そのための親しみある公園墓地を提案している。（全国土地区画整理協会連合会（1963）、まえがき）

等が厳密であり、行政による土地区画整理事業として計画的に実施された事例として挙げられている。

3-3 名古屋市の事例

このように全国の事例を概観すると、名古屋市の事業規模が他の都市に比べて格段に大きかったことが数字の面からも見てとれる。だが名古屋市の事業に着目できるのはその事業規模だけが理由ではなく、特に移転に向けた各関係者への働きかけとその理由も高く評価されていた⁽¹⁹⁾。

ここでは当時のパンフレットから次の4点— (1) 市街地が都市活動の基盤であり、宅地利用の高度化の見地から墓地の存立は検討を要する問題であること。(2) 祖先の安住の地である墓地は、喧騒な市街地から離れた場所にあることが寧ろ祖先崇拜の道に叶うものであること。(3) 新時代の都市施設として、市民が憩うとともに故人を偲ぶ閑寂清浄親しみのある墓地が必要と考えられること。(4) 親しみある明るい墓地が宗教離れの歯止めとなり、宗教的情操心の育成に資するものとなりうること、が挙げられている。

先に述べたとおり当時、行政にとっては市街地に墓石が林立する状況が不都合と捉えられていた。しかし墓地の移転という宗教的理由からの反発が免れない事業を行うに際し、名古屋市は事業を強行に推し進めることなく、墓石の所有者や寺院に対して以上のような理由を提示することで穏当に進めることができたとされている。そしてこれらの理由をもって「戦災復興事業で名古屋市は最大の規模の墓地移転に成功された好例である」⁽²⁰⁾ として、墓地移転事業においては名古屋市を代表事例と位置づけている。

なお、移転事業における名古屋市と寺院を始めとする関係者同士の協議や経過については改めて整理する必要があるだろう。墓地を移転して市街地の整備を望む名古屋市と、戦災からの復興を目指す寺院との関係。また移転に対する宗教的理由による反発と、それに対する郊外地こそ墓地として相応しいという主張。こうした関係者同士の駆け引き、あるいは利害関係という視点から整理することで、なぜ終戦直後から事業を迅速に進めることができたのか、寺院の協力を得ることができたのかといった問題を再検討することができる。この点については今後の課題とする^(注13)。

▶(注13) 紙幅の関係上省略したが、現在の名古屋の都市計画は大正・昭和初期の石川栄耀氏の構想が基礎となっているという。「戦災復興事業で名古屋が大きく変わったといわれますが、実は、この時の都市計画を戦災復興によって実現したといってよい」((小冊子)『図夢in中部』)と述べられているように、戦災復興によって初めて名古屋の都市計画が実現されたという解釈も出されている。

4 平和公園に関わる資料

以上までに平和公園の概要および移転の実施にまつわる経緯を概観してきたが、ここでは平和公園に関する資料を概観する。

4-1 資料の内容と所在

平和公園にまつわる資料には出版書籍、論文、各種冊子やパンフレットなどの公刊資料、および会議資料などの非公刊資料が挙げられる。そして平和

公園に関する資料の所蔵場所は愛知県庁、名古屋市市政資料館、名古屋市緑政土木局、東山公園総合事務所、平和公園会、県内各図書館などが挙げられる。

公刊資料は大まかな分類として、(1) 平和公園の概略（平和公園や平和公園会館のパンフレット、園内地図、園内墓地一覧、公園全体を扱った書籍）^(注14)。(2) 移転事業に関する資料（先掲資料ほか、復興委員会に関わるもの、一部寺院による平和公園への移転記録）^(注15)。(3) 墓地移転の中心人物である田淵寿郎氏に関する資料（自叙伝、本人の日記、田淵氏を主人公とした移転に関する物語）。(4) 公園内の慰霊施設である平和堂を扱う資料（平和堂の概略、平和堂設立の経緯に関わる論考）。また、(5) 自然林である南部区域における野鳥観察や、平和公園内に眠る歴史上の偉人をまとめた墓碑名家録といった一般的な書籍も挙げられる^(注16)。これらの資料は散在しているものの、公刊物であり上記場所において比較的容易に入手閲覧できると思われる。

また、非公刊資料としては(1) 名古屋市所蔵のもの（移転事業に関する記録、平和公園運営に関する資料など）。(2) 平和公園会および平和公園墓地管理者会所蔵のもの（会員名簿、規約、会議議事録など）が考えられる。また、(3) 個々の寺院に所蔵されているもの（移転の経緯に関する記録、墓碑名簿など）の存在も想定される。これらの資料は上記場所に保管されていると考えられるが、散在している上、非公刊物であるため入手閲覧の難しいものも存在すると考えられる。今後はこれら非公刊資料の入手と整理が研究に際しての課題となるだろう。

4-2 先行研究

次の3つの項目に関しては一定量の資料が得られるため、先行研究として個々のテーマごとに説明する。

(1) 平和公園に関する学術研究

目下のところ、学術研究として平和公園を扱った資料は2つ見つけることができる。1つは川口高風氏による研究であり、宗教学的見地から名古屋における仏教信仰の歴史的形成の過程を考究されているが、その中で平和公園への墓地移転事業に言及しているほか、平和堂の設立経緯についても詳細な論考を提出されている。もう1つは都市地理学の見地から街づくりを研究する中で、平和公園や東山公園の利用可能性について考察したものである。以上2点は名古屋都市センターより研究報告書として公刊されている^(注17)。

平和公園を扱った研究は現在のところ以上の通りであるが、歴史学や宗教学的見地から、また墓制研究の一環としての網羅的な研究はなされていない段階にあると言える。

(2) 田淵寿郎氏に関する資料

田淵寿郎氏は墓地移転事業の中心人物として尽力した名古屋市の土木技師であった。近代的都市づくりの先駆けと言われ、革新的な都市計画を行ったことで知られている。田淵氏に関する資料は各種見つけることができるが、

▶(注14) (小冊子)『平和公園』名古屋市平和公園会発行、1994年

▶(注15) (小冊子)『戦災復興墓地移転に関する委員会資料』名古屋市戦災復興墓地整理委員会、1947年。(小冊子)『久国寺の墓地移転記録』

▶(注16) 山田秋衛 (1962)『名古屋市平和公園墓地名家録』名古屋市戦災復興墓地整理委員会墓碑。服部徳次郎 (1986)『名古屋の文化平和公園の仏たち』(文化財叢書、第87号) 名古屋市教育委員会

▶(注17) 名古屋都市センター[編] (2000)『平和公園・東山公園におけるグラウンドワークの可能性検討調査』(研究報告書、No.26) 名古屋都市センター。川口高風 (2002)「名古屋文化形成の背景となった名古屋の仏教の研究」『平成12年度財団法人名古屋都市センター研究助成報告書』名古屋都市センター。川口高風 (2002)「平和公園の「平和堂」建設について」『愛知学院大学教養部紀要』49巻4号、pp.64-72、愛知学院大学

- ▶(注18) 村松喬 (1974)『大都市への挑戦—ある日本人の記録』六法出版社。重網伯明 (2010)『土木技師 田淵寿郎の生涯』あるむ
- ▶(注19) 田淵寿郎 (1964)『中京の道路網計画』『土木学会誌』(49巻3号、pp.17-22)。田淵寿郎 (1962)『或る土木技師の半自叙伝』中部経済連合会
- ▶(注20) 高間宗道氏は曹洞宗の僧侶であり、移転協議の当時は30代前半であった。田淵氏の構想に賛同して寺院を説得する役に当たったという。当時の両氏の様子は前述の村松喬 (1974) などから垣間見ることができる。なお、資料の面では高間氏も論考を遺している。高間宗道 (1964)『名古屋市の平和公園を解剖する』『新都市』18巻12号、p.68、年計画協会。
- ▶(注21) (小冊子)『平和堂』名古屋市計画局発行、1964年。(小冊子)『名古屋市の平和公園 平和堂由来記』。角田玉青 (2011)『平和公園—『平和堂』再考 平和堂建設に燃えた「観音助役」田淵寿郎 (その1)』『中部経済界』(48巻、9号)、pp.23-25。天竺桂尚穂 (2011)『平和公園—『平和堂』再考 平和堂と名古屋秘史』『中部経済界』(48巻、5号)、pp.22-25

人物伝、田淵氏を主人公として描かれた物語など、復興計画と関連して取り上げられたものが多い^(注18)。また、生前本人が公刊された資料も残っており、自叙伝、日記、都市計画に関する論考も数多く見つけられる^(注19)。また田淵氏は墓地移転事業と並行して園内の平和堂建設にも尽力したため、平和堂との関連で言及された資料も多い^(注20)。

(3) 平和堂に関する資料

平和堂は第二次世界大戦による犠牲者の慰霊と永久平和を祈念するため、昭和39年に平和公園内に建設された施設である。平和公園においては墓地移転事業に次いで大規模な事業であったため、事業の経緯を扱った資料が多い。平和堂のパンフレットにも概要が記されているほか、前掲の川口氏の論考、平和堂建設に対する田淵氏の叙述も残されている。また平和堂に関してはNPO法人「二つの観音様を考える会」が発足されているが、中華民国との親善として安置されている堂内の仏像の由来をめぐって論考も出されている^(注21)。

5 研究の展望と課題

ここでは平和公園を研究対象とする上での今後の展望と課題を述べる。

5-1 研究の展望

今後は平和公園と各関係者である名古屋市、寺院、墓地参詣者を対象として、設立の経緯と当時の社会的背景、設立に至る関係者間の協議の流れ、設立から現在に至るまでの変化、現在の運営状況や現状課題、今後の運営方針等の調査を進める予定である。これらの調査を通じた網羅的な把握を試みることで、様々な角度からのアプローチが可能と考えられる。都市研究からは都市計画との関係における墓地のあり方として、墓制研究からは墓地そのもののあり方としての問いが立てられる。また寺院と墓地の関係、あるいは寺院そのもののあり方を考察する一助ともなりうると考えられる。さらには参詣者に焦点を当てるならば葬送や弔いとは何かという人類学的な問いも立てうるだろう。

このように焦点をどこに定めるかによって様々な議論が可能と考えられるが、目下のところ本研究ではより具体的な問いとして、郊外地であるという地理的な要因が墓参りという宗教的实践や人々の意識にどのような影響を与えるのか、さらに身近な問題として葬送の形式が多様化する現代において墓をどこに用意するか納骨をどこで行うか、といった問題について調査を進める予定である。またその一環として現在、平和公園内266ヶ寺を対象としたアンケートを集計中であり、移転当時の状況の把握・現在の運営状況・将来的な運営方針についての意識調査を実施している。また、今後は墓地参詣者

を対象としたアンケートおよび聞き取り調査も実施する予定である。

5-2 研究の課題

研究の課題として、前述の2点を挙げる。1点目は構想から墓地移転の実施に至るまでの関係者間の協議内容や進展の把握。特に名古屋市と寺院間での利害の一致点、計画の迅速な推移についての把握。2点目は非公刊資料の入手と整理である。これは1点目の問題を考察する上でも必要な作業であり、関係機関へのアプローチが必要となるだろう。いずれも名古屋市および寺院関係者への聞き取り調査およびアンケート調査の実施を予定している。

引用文献

- (1) (小冊子)『平和公園墓地案内図』
- (2) (小冊子)『名古屋市平和公園の概要』
- (3) 戦災復興誌編集委員会 (1984)、p.269
- (4) 名古屋の公園100年のあゆみ編集委員会 (2010)、pp.256-257
- (5) 戦災復興誌編集委員会 (1984)、p.269
- (6) 名古屋市社会科教育研究会 (1989)、p.109
- (7) 戦災復興誌編集委員会 (1984)、p.269
- (8) 名古屋の公園100年のあゆみ編集委員会 [編] (2010)、pp.257-262
- (9) 同上、p.257
- (10) (小冊子)『名古屋市平和公園会規約』
- (11) (小冊子)『平和公園墓地管理者会規約』
- (12) 全国土地区画整理協会連合会 (1963)、pp.1-15
- (13) 同上、p.5
- (14) 同上、p.15
- (15) 同上、p.25
- (16) 同上、まえがき
- (17) 同上、p.16
- (18) 同上、pp.86-89
- (19) 同上、pp.16-17
- (20) 同上、pp.16

参考文献

- 戦災復興誌編集委員会 (1984)『戦災復興誌』名古屋市計画局
- 全国土地区画整理協会連合会 (1963)『土地区画整理の墓地移転』全国土地区画整理協会連合会
- 高橋健司 (2010)「平和公園―戦災復興の要―」日本都市計画学会中部支部 [編]『アーバン・レガシーの活用 名古屋開府400年の遺産を生かす』pp.87-88、日本都市計画学会中部支部
- 圭室文雄 (1999)『葬式と檀家』吉川弘文館
- 名古屋市計画局 [編] (1999)『名古屋都市計画史 大正8年-昭和44年』名古屋都市センター
- 名古屋市社会科教育研究会 [編] (1989)『再発見 名古屋』名古屋市社会科教育研究会
- 名古屋市長政土木局緑地部緑地維持課 [編] (2012)『名古屋の公園100年のあゆみ 資料編』名古屋市
- 名古屋の公園100年のあゆみ編集委員会 [編] (2010)『名古屋の公園100年のあゆみ』名古屋市

松本金吾（1951）「戦災復興事業について」『新都市』5巻10号、pp.34-38、都市計画協会（小冊子）
 『図夢in中部』21号、JCCA中部支部
 『名古屋市公園経営基本方針』名古屋市緑政土木局発行、2012年
 『名古屋市平和公園会規約』
 『名古屋市平和公園の概要』名古屋市発行
 『平和公園会名簿』
 『平和公園墓地管理者会規約』
 『平和公園墓地案内図』名古屋市平和公園会発行、2007年
 『墓地移転』名古屋市戦災復興墓地整理委員会発行、1960年

（平成25年10月31日受理、平成25年12月5日採択）